

年金の繰り下げと「特例的な繰り下げみなし増額制度」

年金の受け取りの開始は、60歳から75歳の間で任意に選択することが可能です。
今号は令和5年4月から始まった、「特例的な繰り下げみなし増額制度」のご紹介です。

65歳から受け取る年金額に比べて、受け取り開始年齢を遅らせる（繰り下げる）と、年金額は増加します。例えば、70歳まで繰り下げると42%増、75歳の場合は84%増の年金額になり、大変魅力的です。そうはいっても、先のことは誰にもわかりません。一旦繰り下げをした後に、受け取ってこなかった年金を、遡って一括で受け取りたいという場面もあるかもしれません。そんなときに使えるのが、「特例的な繰り下げみなし増額制度」です。

ケーススタディ

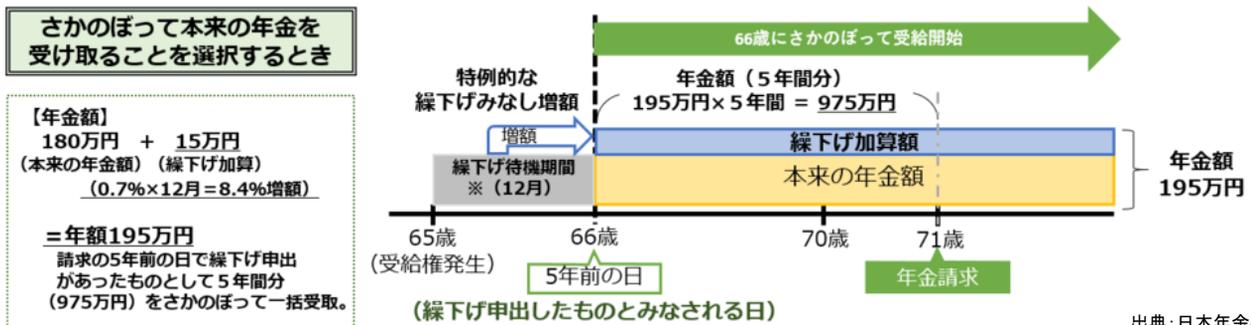
たとえば、65歳時点で年金額が180万円だった人が、年金を受け取らず繰り下げてきたとします。71歳になった時点で、「やっぱり繰り下げはやめて、これまでの年金を遡って一括で受け取りたい」と思ったときどうなるのでしょうか？

この場合、5年前、66歳の時に繰り下げ申し出したものとみなして、年金を受け取ることになります。具体的には、下の図のようになります。66歳時点まで繰り下げしたこと増額する「15万円」増の年金195万円を基準に5年分の年金を計算します。195万円の5年分ですから、975万円を一括で受け取り、以後は年額195万円の年金を終身にわたって受け取るようになります。



特例的な繰り下げみなし増額制度

(例) 71歳まで繰り下げ待機し、71歳時点でさかのぼって年金の支給をする場合(本来の年金額: 年額180万円)



出典: 日本年金機構HP

※上記・当資料は、2024年8月現在の社会保険制度に基づき作成したものであり、将来の年金額をお約束するものではありません。
詳細につきましては、お客さまご自身にて所轄の年金事務所等にご確認ください。

ソニー生命保険株式会社 募集代理店

LCプロ株式会社

〒466-0059

名古屋市昭和区福江2-9-33

名古屋ビジネスインキュベータ白金302

山本 勇一郎

ファイナンシャルプランナー(CFP)

キャリアコンサルタント

WEBサイト



LCプロ株式会社

会社 052-880-7400

info@lcpro.co.jp

この制度改正は、年金の繰り下げが70歳から75歳まで引き上げられたことを踏まえてのもです。改正前は、年金の請求時からさかのぼって5年分の年金（増額なし）のみ、受け取ることができました。（それ以前の年金受給権は時効によって消滅）この制度改正によって、その不利益は解消されることになりました。ただし、税金や社会保険の負担増も考えられます。ご自身のライフプランに合わせた選択が必要です。